

一宮市立貴船小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

本校の教育目標

心身ともに健康で、正しい判断力をもとに、勇気と思いやりを持ち、夢の実現に向けて自ら学び行動できる児童の育成

本校のめざす児童像

きりり！ かがやけ きふねっ子
～「命を大切に 命を輝かせて生きる」児童の育成～



きまりを守る
れいぎ正しい子ども

- ・きまりをしっかり守る子ども
- ・元気にあいさつする子ども
- ・思いやりあふれる子ども



ふあいとあふれる
やる気のある子ども

- ・学ぶ意欲あふれる子ども
- ・何事にも挑戦する子ども
- ・創意工夫する子ども



ねばり強くがんばる
丈夫な子ども

- ・運動に積極的に取り組む子ども
- ・強い意思を持った子ども
- ・安全で健康な生活をする子ども

いじめの防止に対する基本的な考え方

いじめは、人間として絶対に許されない行為でありながら、どの学校でも起こり得る問題であり、どの児童もいじめの被害者にも加害者にもなり得る、全ての児童に関わる問題である。全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な教育活動の中で自らの力を伸ばしていくには、いじめの防止等に取り組むとともに、児童一人一人の自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる学校の風土をつくるのが大切である。一宮市では、学校、教育委員会、家庭、地域、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取り組みを積極的に展開し、子どもたち一人一人が大切な存在であることを実感できるとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるように努める。

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童もいじめの被害者にも加害者にもなりうる。

これらの基本的な考えを基に、児童の尊厳を守り、いじめに向かわせないために、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的にいじめに対応していく。また、いじめの防止等の対策は、学校、家庭、地域住民その他の関係機関の連携の下に進めていく。

学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。そこで、児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

毎日の「見聞録」、毎月の職員会議及び「健やか会議」において、児童の情報交換を行い全職員で児童を見守るとともに、「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの未然防止に取り組み、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

「いじめ対策委員会」は校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、いじめ等対策主任、不登校対策主任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・ 「学校いじめ防止基本方針」に基づいて役割分担を明確にし、組織的な対応を図る。
 - ・ 教職員による取組評価・保護者による学校評価アンケートを行い、「いじめ対策委員会」及び「学校運営協議会」において、学校におけるいじめ防止対策を検証し、改善を図っていく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・ 児童・保護者対象アンケート「心のアンケート」や児童対象アンケート「心のメール」、一日見守日、個人面談等（教育相談）の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用して、地域全体のいじめ防止意識の向上に努める。
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ・ 児童・保護者対象アンケート「心のアンケート」や児童対象アンケート「心のメール」、個人面談（教育相談）を実施して、より良い学級づくりに努める。
 - ・ QU（4・5・6年）を実施して、学級経営を見直し、より良い学級づくりに努める。
 - ・ 申し送り個票等を作成し、いじめの状況やその後の児童同士の関わりについて把握できるように努める。
- イ よく分かる授業を心掛け、個々に自己肯定感と充実感を味わわせる。
- ウ いじめが心配される事案があった場合にもいじめの可能性を考え、周り又は全員にいじめは許されない行為であることを呼びかけ、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- オ 集会等でいじめ未然防止の講話を行う。
- カ 児童の話し合い活動などの主体的な活動を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止の意識を高める。
- キ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、「ネット上のいじめ」の被害者、加害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 日頃の児童のささいな変化や気になる行為に関して、情報を共有し、組織的に見守り・支援できる全校体制を整えるために、第一発見者もしくは担任が毎日「見聞録」に入力し、全職員が毎日閲覧する。
- イ 児童・保護者対象アンケート「心のアンケート」や児童対象アンケート「心のメール」、個人面談（教育相談）の定期的な実施や、一日見守日の実施を通して、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ウ 過去にいじめ被害にあった児童に対し、継続的な見守りを行う。
- エ 児童が相談しやすい環境を整える。
- ・ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努める。
 - ・ 相談箱「スマイルくん」等を設置し、児童が担任以外の職員にも相談できるようにする。
 - ・ 県のスクールカウンセラーの相談日を全家庭に紹介（配付）する。

- ・ 電話相談窓口の一覧を全家庭に配付すると共に、学校ウェブサイトに掲載する。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめを発見したり相談を受けたりした場合、教職員は抱え込まずに速やかに(即時・即日)管理職に報告する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ 「ネット上のいじめ」への対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」《資料》に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応するとともに、関係諸機関との連携を図る。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

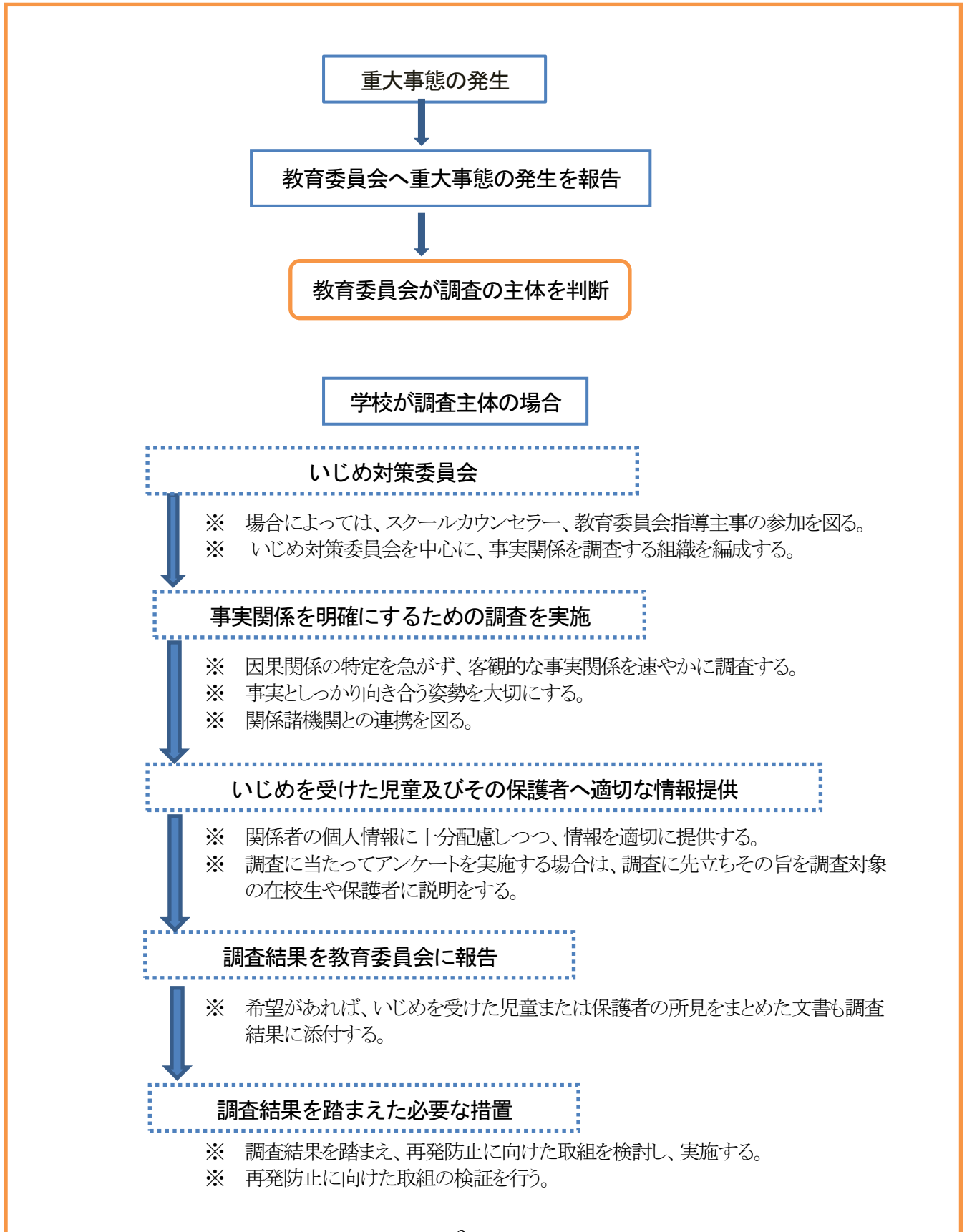
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による取組評価・保護者による学校評価アンケート)を実施し、「いじめ対策委員会」及び「学校運営協議会」において、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) 「いじめ対策ハンドブック」(一宮市教育委員会・一宮市いじめ対策推進委員会作成)を参考にいじめ対策に取り組む。
- (2) いじめ対策に関する校内研修を実施したり、教育委員会等が主催する講演会や事例研究会に関係職員を参加させたりして、児童理解を深め、いじめ未然防止や対応についての教職員の資質向上に努める。
- (3) 「学校いじめ防止基本方針」を学校ウェブサイトに掲載する。
- (4) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

《資料》 重大事態対応フロー図



《資料》貴船小学校 いじめ防止取組の年間計画

	「いじめ対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○ 「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○ 相談室やSCの児童、保護者への周知 ○ 保健指導 ○ 通学団指導	○ いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○ 身体測定 ○ 一日見守り日 ○ 児童対象アンケート『心のメール』	○ 学校公開日
5月	○ 学校運営協議会で「基本方針」の確認 ○ 情報交換会	○ 通学団指導 ○ 緑の羽根の募金	○ 児童対象アンケート『心のメール』 ○ 一日見守り日	○ 学校公開日 ○ 学校運営協議会 ○ スクールカウンセラー訪問相談
6月	○ 情報交換会	○ Q-U実施(4・5・6年) ○ セルフディフェンス講座開催(4年) ○ 通学団指導 ○ 野外教育活動(5年)	○ 児童・保護者対象アンケート『心のアンケート』 ○ 一日見守り日 ○ 個人面談週間	○ スクールカウンセラー訪問相談
7月	○ 情報交換会	○ 通学団指導 ○ 情報モラル指導	○ 児童対象アンケート『心のメール』 ○ 一日見守り日	○ 個人懇談会 ○ 学校運営協議会全体会 ○ スクールカウンセラー訪問相談
8月				
9月	○ 情報交換会	○ 福祉実践教室(5年) ○ 保健指導 ○ 通学団指導	○ 児童対象アンケート『心のメール』 ○ 一日見守り日 ○ 身体測定	○ スクールカウンセラー訪問相談
10月	○ 情報交換会	○ 通学団指導 ○ 修学旅行(6年)	○ 児童対象アンケート『心のアンケート』 ○ 一日見守り日 ○ 個人面談週間	○ 運動会 ○ スクールカウンセラー訪問相談 ○ 学校運営協議会
11月	○ 情報交換会	○ 赤い羽根募金活動 ○ 通学団指導 ○ Q-U実施(4・5・6年)	○ 児童対象アンケート『心のメール』 ○ 一日見守り日	○ 学校公開日 ○ 学校運営協議会 ○ スクールカウンセラー訪問相談
12月	○ 情報交換会	○ 人権週間(児童のいじめ撲滅に向けた主体的な活動) ○ 人権週間(人権を考える動画視聴・児童のいじめ撲滅に向けた主体的な活動) ○ 人権講話 ○ 通学団指導	○ 児童対象アンケート『心のメール』 ○ 一日見守り日	○ PTA 読み聞かせボランティアによる「人権読み聞かせ」 ○ 個人懇談会 ○ 学校運営協議会全体会 ○ スクールカウンセラー訪問相談
1月	○ 情報交換会	○ 保健指導 ○ 通学団指導	○ 身体測定 ○ 児童・保護者対象アンケート『心のア	○ 学習発表会 ○ 保護者による学校評価アンケート

			ンケート』 ○ 個人面談週間 ○ 一日見守り日	○ スクールカウンセ ラー訪問相談
2 月	○ 自己評価 ○ 情報交換会 ○ 評価を基に学校運営協議 会で「基本方針」の見直し	○ 通学団指導	○ 児童対象アンケート『心のメール』 ○ 一日見守り日 ○ 幼保小連絡会	○ スクールカウンセ ラー訪問相談 ○ 学校運営協議会で 「学校評価」の分析
3 月	○ 情報交換会	○ 情報モラル指導 ○ 6年生を送る会 ○ 通学団指導 ○ 地域の方から学ぶ会	○ 児童対象アンケート 『心のメール』 ○ 一日見守り日 ○ 小中連絡会	
通 年	○ 「見聞録」による校内のい じめに関する情報収集(校 内共有データの活用) ○ 対応策の検討	○ 集会における校長講話 ○ 道徳教育、体験活動の充 実 ○ 分かる授業の充実	○ 健康観察の実施 ○ SCによる相談 ○ 悩み相談ポスト『ス マイルくん』常設	

※ いじめが発生した場合には、速やかに全職員に情報を提供し、対応については関係する職員で共通理解を図りながら進めていく。